

朝堂院東第二堂・東面回廊 の調査 ー第120次

1 はじめに

藤原宮の大極殿・朝堂院地区については、日本古文化研究所(以下、古文化研)が1934年～1943年にかけて調査しており、その大枠はすでに明らかになっている。しかし古文化研の調査は、柱位置のみを掘る部分的な発掘であったため、建物構造の詳細については不明な点が少なくない。また当時の測量技術上の限界もあって、検出された遺構を国土座標上に正確に表現できないという問題点を残していた。そこで当調査部では、1999年度より大極殿・朝堂院地区の再発掘を順次おこなうこととなった。今回はその4回目にあたる。場所は、政務や儀式・饗宴の場であった朝堂院地区の一郭である。

藤原宮の朝堂院は、東西235m(780尺、650大尺)、南北318m(1080尺、900大尺)の広大な空間であり、諸宮で最大規模の面積を誇った。藤原宮の中心に位置する大極殿閣門の両脇から張りめぐらされた回廊の内側には、12の朝堂が東西対称に配置され、その前面には朝庭が広がっていた。今回の調査地は、朝堂院東第二堂の北1/3を中心とした場所である。

『延喜式』などによれば、12ある朝堂には官人の座が定められており、「含章堂」と呼ばれた東第二堂には、大納言・中納言・参議の座が設けられていた。公卿聴政の時刻になると、含章堂にいた大納言・中納言・参議や、暉章堂(東第五堂)の弁官・少納言は、大臣の着座する昌福堂(東第一堂)に移動するが、大臣不参の際には、含章堂が聴政の場となったのである。

古文化研は、東第二堂について、桁行15間(210尺)、梁行4間(40尺)の総柱礎石建物として復元している(図86)。しかし、前期難波宮・平城宮・後期難波宮・長岡宮などの諸宮で朝堂の発掘が進展するにつれ、この復元案には疑問がもたれるようになった。

第1は、これらの諸宮では、総柱建物となる朝堂の事例は報告されていない点である。果たして藤原宮の朝堂のみが総柱建物になるのか、という疑問である。現に、東第一堂に関する第107次調査では、古文化研の見解とは異なり、総柱建物ではないことを明らかにしている。第二堂以下についても再検証する必要がある。

第2は、朝堂の配置の仕方である。東第一堂から東第四堂までの配置方法について、古文化研は、それぞれの西側柱筋をそろえる形での復元案を示している。この4つの建物は梁行は4間で等しいが、東第一堂は身舎の柱間が広いと、第二堂以下と比べて、その分だけ東側(外側)に張り出す格好となる。だが他の諸宮では、前期難波宮や平城宮東区(通称、第二次朝堂院)下層のように、東第一堂が西側(内側)に飛び出すことはあっても、その逆となる事例は存在しないのである。

今回の調査は、以上のような朝堂の疑問点を解消するとともに、東面回廊の状況をより解明することを主な目的としたものである。発掘区は南北25m・東西44mの約1100㎡で、調査期間は2002年4月3日～8月30日である。埋め戻しは10月3日に終了した。

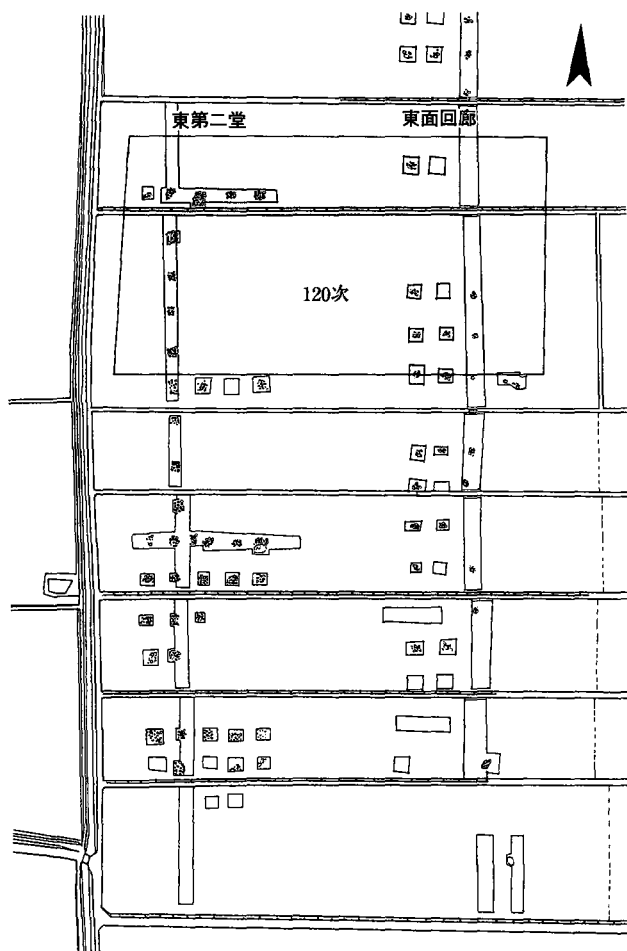


図86 日本古文化研究所のトレンチ位置図 1:800

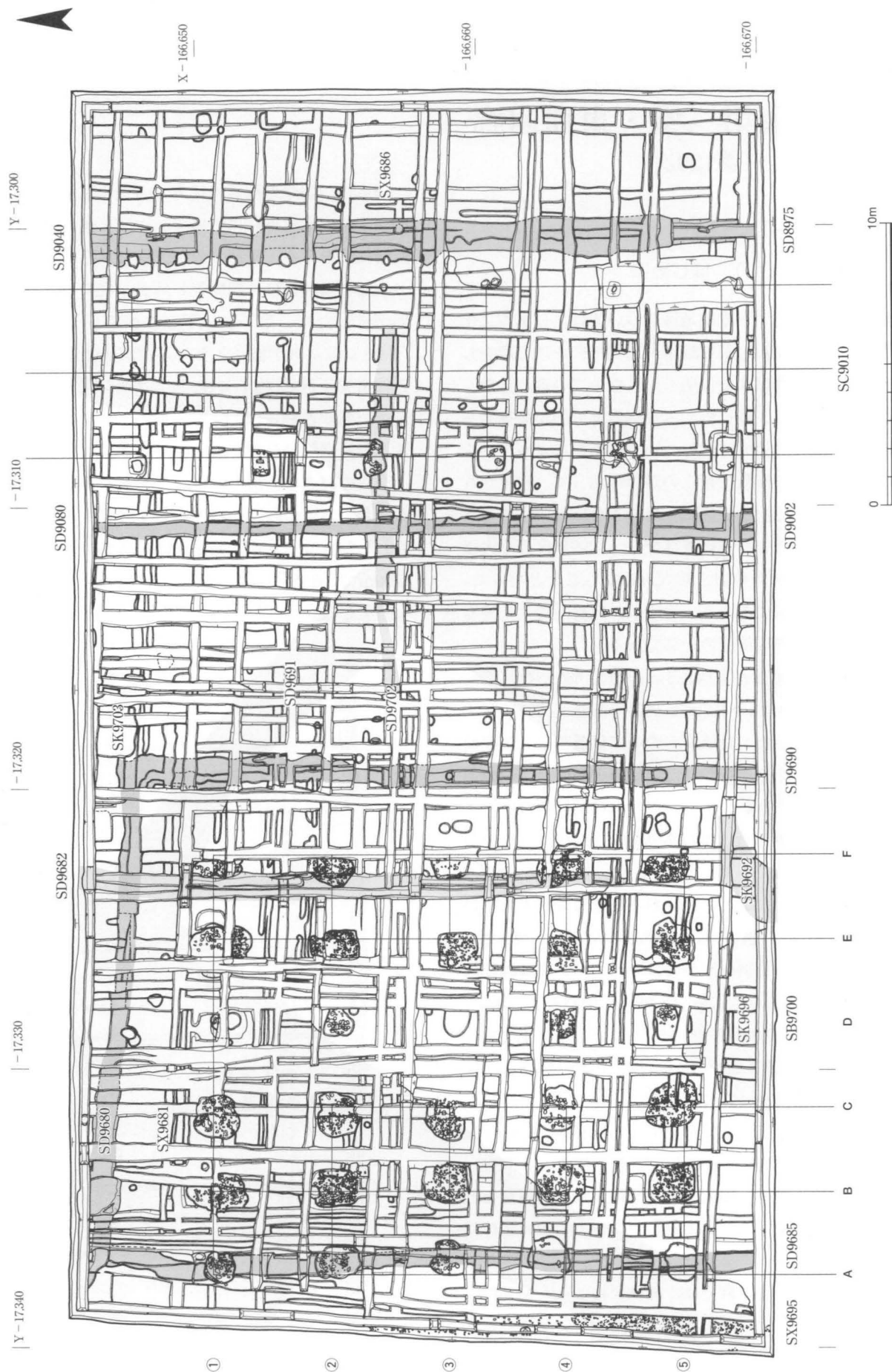


図87 第120次調査遺構図 1:200

2 検出遺構

調査区の基本的な層序は、上から順に表土、旧耕土・床土、暗褐色粘質土の遺物包含層で、旧地表下約0.4～0.6mで藤原宮期の遺構面に達する。遺構検出は黄褐色の藤原宮整地土の上面でおこない、藤原宮期の朝堂院に関わる遺構や、それを造営する際の溝などを確認した。また部分的な断割調査の過程で、藤原宮整地土の下層で沼状地形や溝・土坑などを検出した。

古墳時代～7世紀後半の遺構

SX9681 調査区の西側一帯に広がる沼状地形。地山を斜めに切って落ち込み、現状で0.5m前後の深さをもつ。調査区の西壁中央部あたりでは、くびれ状の平面プランとなる。暗緑灰色の粘土が厚く堆積しており、5世紀前半頃の埴輪片を多く含む。また、この沼状地形を埋め立てた藤原宮造営時の整地土や、中世以降の耕作溝・遺物包含層からも、多数の埴輪片が出土した。こうした点から古墳の周濠である可能性もあるが、あたり一帯の状況が明らかになった段階で判断したい。出土遺物には7世紀前半の土器も含まれており、少なくともこの時点までは沼状であったことがわかる。

SX9686 SX9681と平行するように、調査区の東側一帯に広がる沼状地形。深さ0.5m前後で、埴輪片や7世紀の土器を含む。堆積土の状況もSX9681とよく似ており、一連のものである可能性がある。

SD9691 SX9681とSX9686を結んだと考えられる斜行の溝状遺構。幅2.5m程度で、深さ0.15m以上。

SK9696 調査区南に広がる土坑。径7m以上、深さ約0.4m。SX9681・SK9686とよく似た埋土で、やはり埴輪片や7世紀前半の土器を含む。

SD9682 東第二堂東側柱筋(図87F筋、以下同じ)ほぼ直下にある南北素掘溝。幅約0.8m、深さ約0.2m。出土遺物に7世紀後半頃の土器があり、藤原宮期の整地土によって覆われる。

SK9692 7世紀後半頃の土器を含み、藤原宮期の整地土によって覆われた土坑。径2m以上、深さ約0.2m。SD9682の一部である可能性もある。

SD9702 調査区の中央東にある東西素掘溝。幅約0.6m、深さ約0.1m。遺物はほとんど出土していないが、藤原宮造営の整地土によって覆われるため、それ以前の溝である。

藤原宮造営期の遺構

SD9690 東第二堂の東側柱筋(F筋)から東約3mにある南北素掘溝。調査区の北側で方向を変え、東西溝SD9680となる。藤原宮期の整地土の上面から切り込む。幅約0.8m、深さ約0.3m。東第二堂を造営する際の排水溝として、また水をはって建物の水準点を得るための溝として機能したと考える。堆積土には木屑や瓦片が大量に含まれているため、東第二堂の完成直前まで機能したとわかる。東第二堂の完成とともに、瓦混じりの橙茶褐色の粘質土によって埋め立てられる。

SD9680 SD9690と一体の東西素掘溝。その合流点付近はたまり部となっており、植物種子が含まれていた。幅約0.7m、深さ0.25m。西で北へ若干振る。東第二堂の北妻から、東で約3m、西で約4m北側に位置する。堆積土には木屑が含まれ、瓦片も少量であるが混じっていた。SD9690と同じく、東第二堂が完成する直前まで機能していた溝と理解できる。なお東第一堂でも、北妻から約3m北の位置に、造営時の東西溝SD9085が掘削されている。

SD9685 朝堂東第二堂の西側柱筋(A筋)直下の南北素掘溝。幅約0.6m、深さ0.25m。SD9680に合流し、北へは抜けない。SD9680・SD9690と一連の溝であろう。ただし、埋土の状況は2条の溝とは大きく異なり、木屑や瓦片をまったく含まない。また、長期間にわたって水が流れた形跡はなく、SD9680との取り付けもたまり部を形成していない。SD9680は東第二堂の造営工事が本格化する前に埋め立てられたことがわかる。

SD9040 東面回廊東雨落溝SD8975の下層にある南北素掘溝。第107次調査でも検出しており、回廊造営のための溝である。幅約1.2m、深さ約0.4m。溝の西肩は東へ0.6mほど緩やかに傾斜した後、急激に落ち込む。堆積土には木屑・瓦が大量に含まれていた。回廊の完成に伴って、瓦混じりの橙褐色の粘質土で埋め立てられる。調査区の北側では、堆積土と埋立土の間に炭層が広がり、焼痕のある建築部材などが含まれていたため、木屑・瓦片をはじめとする廃材を最終的に投棄した後、溝は埋め立てられたことがわかる。

SD9080 東面回廊西雨落溝SD9002の下層にある南北素掘溝。SD9040と組になる、回廊造営のための溝である。第107次調査でも検出した溝であるが、今回の調査

区では、中世以降の耕作溝によって大半が破壊されていた。堆積土・埋立土はSD9040と似ており、木屑・瓦を含む。ただし木屑はSD9040に比べると若干少ない。

SK9703 調査区北端中央にある一辺1.8m程の方形状の土坑。この土坑近辺の藤原宮期の整地土は厚さ0.4m前後で、大きく2層に分かれる。この土坑は整地土下層を切り、整地土上層によって覆われている。遺物はほとんど含まず、短期間で埋められたらしい。SK9703の近くには同様の層位関係にある土坑状の遺構が複数あるが、性格は不詳である。

藤原宮期

朝堂院東第二堂SB9700 瓦葺き礎石建ちの南北棟建物。古文化研は、図86のとおり、桁行15間、梁行4間と復元していた。しかし今回の調査で、古文化研の想定していた東側柱筋(E筋)より1間分東の位置で、新たに柱筋(F筋)を検出した。このF筋が実際の東側柱筋に相当するため、東第二堂の梁行は5間と改めるべきことが判明した。柱間は、桁行約4.2m(14尺)、梁行約3m(10尺)の等間である。よって東第二堂は、身舎(梁行2間)の東西に庇がつき、さらに西側には孫庇を伴った、切妻式の建物であったと復元できる。梁行が5間に及ぶ朝堂は、他の諸宮では知られておらず、きわめて特異である。

礎石据付掘形は30箇所まで平面検出することができた。また調査区南壁の観察によって、一部その存在を確認している。しかしながら、礎石はまったく遺存していな

かった。掘形は後述の棟通りのものを除いて、径が約1.5mで、深さ0.4m程の規模をもち、拳大の栗石が密に埋め込まれていた(図88)。ただし、礎石を直接据えるための根石は、元の位置には存在していない。

さて今回の調査の目的のひとつとして、東第二堂が総柱建物となるかどうかを検証することがあった。棟通り(古文化研が想定したC筋ではなく、D筋のことである)にも柱がくるのかどうかである。結果的には、礎石据付掘形の存在を確認することとなった。だが棟通りの礎石据付掘形の状況は、他の掘形と大きく異なっている点に注意しなければならない。径は約1mしかなく、深さも約0.2mと小型である(図89)。栗石もまばらであり、なかには栗石のまったく遺存しないもの(D筋③列目)さえあった。この棟通りの柱筋の意味づけについては、4「成果と今後の課題」で考えることにしたい。

基壇の造成にあたって、とくに掘り込み地業は施していない。基壇外装について、東第一堂の調査では、基壇の地覆石(凝灰岩)を据え付けた際の溝痕跡を検出しているが、今回の調査ではまったく認められなかった。階段の有無も現段階では判断しがたいが、朝廷バラスの位置(後述)や、造営溝の掘削された場所を考慮すれば、階段はなかった可能性の方が高いであろう。

雨落溝については、東造営溝SD9690を埋め立てた場所に、幅約0.3m・深さ0.1m程度の小規模な溝状の痕跡が認められ、ひとつの候補となる。しかしその場合、東



図88 F筋②列目の礎石据付掘形(西から)



図89 D筋②列目の礎石据付掘形(東から)

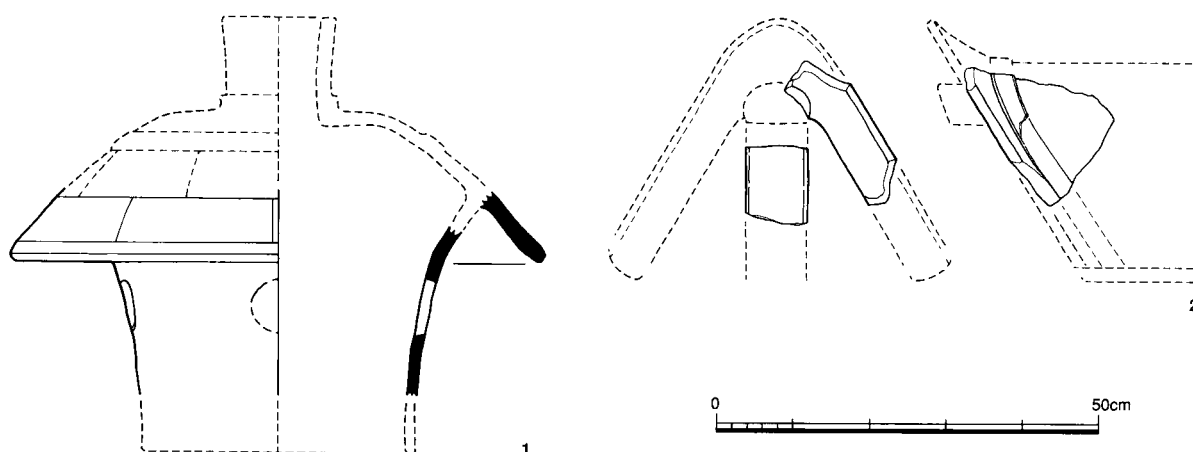


図90 第120次調査出土埴輪 1:10

第二堂の軒出がやや長すぎるになってしまう。この溝状痕跡は、造営溝の埋立土が軟弱であったため自然に形成された可能性も残り、雨落溝と考える必要は必ずしもないかもしれない。東第一堂でも雨落溝は検出していない。

朝庭バラスSX9695 調査区の西端で検出したバラス敷き。バラスは径7cm程のものが主で、藤原宮期の整地土の最上面にしっかりと固定されていた。朝庭に敷かれたバラスと考える。儀式などの際、官人は朝庭に列立することになっていた。朝庭の清浄な空間を保つため、バラスが敷かれたのであろう。東第二堂の西側柱筋から約2mの場所より西で確認したが、そのすぐ東に中世以降の耕作溝があったため、厳密な東限はわからない。

朝堂院回廊SC9010 古文化研の調査や、奈文研調査によって、礎石建ちの複廊であった点が判明している。柱間は、桁行4.2m(14尺)、梁行3m(10尺)。今回の調査区内では、礎石据付掘形を2箇所確認するにとどまった。その規模は径約0.8mで、深さは0.15m程度しかなく、栗石も少量を含むのみであった。ただし、想定される柱位置の多くは、古文化研が調査した際、根石を検出したことが報告されている(図86)。

さて、想定される東西の側柱筋から約2m外側の場所には、東雨落溝SD8975、西雨落溝SD9002が存在する。回廊造営時の溝SD9040・SD9080をいったん埋めた後、ほぼ同位置に掘削された素掘溝である。SD8975は幅約0.6mで、深さは0.1m程度。回廊の廃絶時に捨て込まれた瓦が多数含まれている。一方、SD9002は調査区の南側にかろうじて痕跡が確認されるのみであった。

また、回廊の北半東寄りを中心として、径0.5m前後の小穴が多数認められ、足場穴である可能性がある。しかし、第107次調査で検出した東面回廊の足場穴とは配

置方法がやや異なるため、後世の建物となる可能性もあり、さらに検討を要する。

3 出土遺物

土器・埴輪 弥生時代から中世にわたるが、7世紀後半から藤原宮期にかけての土師器・須恵器が中心である。全体として量は多くない。朝堂院東第一堂の調査(第107次)で多かった中世遺構に伴う土器も少ない。遺構に関わる土器としては、東第二堂東側の造営溝SD9690、東面回廊東側の溝SD9040、東雨落溝SD8975が量的にまわっている。いずれも7世紀後半から藤原宮期の土師器・須恵器が出土した。

土製品には円面硯2点の他、埴輪がある。埴輪はほとんどが小片であるが、約350片を数える。調査区の全域から出土しているが、下層の沼状地形SX9681の存在する調査区西端部に集中する傾向がある。円筒埴輪は5世紀前半に属するものが大半を占める。形象埴輪としては、蓋形・家形などが出土している(図90)。

1は蓋形埴輪。笠部・台部・立ち飾りの破片が出土。接合はしないが、同じハケ原体を用いているため、同一個体と判断した。このうち、笠部と台部を図上で復元した。笠径約70cm、透孔中央での台部径約40cmをはかる大型品である。大きさや形態は、大阪府藤井寺市津堂城山古墳出土例(笠径72cm)に類似する。笠部の文様表現は簡素で、縦方向の沈線を施す間隔が広い。台部には4方向に円形の透孔をあける。

2は家形埴輪。切妻造ないしは入母屋造の切妻(上屋根)部分にあたる破片であるが、押縁の形状から入母屋造となる可能性が高い。妻側の幅は約45cmに復元できる大型品。入母屋造とすれば総高は1mを超えるだろう。平側の屋根の傾斜は緩やかで、押縁以外には網代などの表

表13 第120次調査出土軒瓦集計

軒 丸 瓦					
型式	種	点数	型式	種	点数
6233	Ba	1	6275	C	1
6273	B	1		N	1
	C	4	6279	Ab	16
	D	2	6281	A	9
6274	Aa	1		B	15
6275	A	10	不明		9
	B	3	合計		73
軒 平 瓦					
型式	種	点数	型式	種	点数
6561	A	1	6643	Aa	1
6641	C	1		Ab	1
	E	12		B	20
	F	15		C	21
6642	A	38		D	5
	B	4	不明		23
	C	23	合計		160

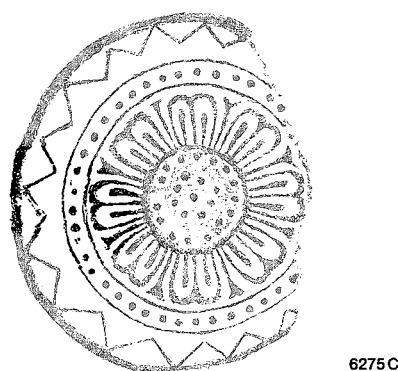
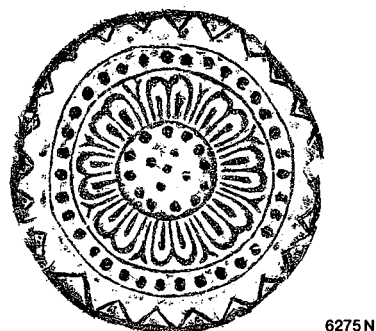


図91 第120次調査出土軒丸瓦 1:4

現はみられない。全体に赤色顔料を塗っている。他に2個体分の破風板や壁体の破片が確認できる。1・2ともに、円筒埴輪と同じ5世紀前半のものである。

今回出土した形象埴輪は、大型前方後円墳出土品に匹敵する大型品である。藤原京建設によって破壊された古墳としては、日高山1号墳(蓋形埴輪の笠径48cm)や四条古墳などが知られているが、今回の形象埴輪はそれらをはるかに凌ぐ大きさである。藤原宮内では大極殿周辺での埴輪の出土が知られており、第107次調査でも約40片出土した。しかし、今回の調査区での出土量は際だって多い量であり、形象埴輪の大きさなどから考えて、宮造営のため破壊された大型古墳が近くに存在した可能性が高い。下層の沼状地形との関わりを含め、今後の下層遺構の調査が期待される。

(安田龍太郎・前岡孝彰)

瓦 類 大量の瓦類が出土している。内訳は、軒丸瓦6型式12種73点、軒平瓦4型式12種160点、丸瓦4,691点(696.2kg)、平瓦15,853点(1,766.7kg)、面戸瓦74点、鬘斗瓦69点、谷樋瓦10点などである(表13)。

これら軒瓦の出土した地点と分量をもとに判断すれば、東第二堂の所用瓦は6281B-6641Fのセット、東面回廊の所用瓦は6275A-6643C、6279Ab-6642Cの2セットであったと考えることができる。これは第107次調査で

みた北側の状況とはやや異なっている。

東第一堂の所用瓦は、6281A-6641Cと6281B-6641Fの2セットであった。しかし、東第二堂の周辺では、6281Aはある程度の出土量をみたが、6641Cは1点を数えるのみである。東第一堂とは異なり、東第二堂は6281B-6641Fを主体としていた可能性がある。

東面回廊の所用瓦についても、北側では6233Ba-6642A、6275A-6643C、6279Ab-6642Cの3セットであったが、今回の調査地では、軒平瓦6642Aは回廊周辺から多く出土するのに対し、それと組み合わせる軒丸瓦6233Baは1点しかない。あえて6642Aと組み合わせる軒丸瓦を探せば、6275A・6279Abとなろうか。同じ東面回廊とはいっても、場所によって瓦の組合せが異なる可能性があり、この点は今後の課題である。

また、これまで6275A-6643Cは、朝堂院の北側にある礎石建物SB530の所用瓦とされてきた。しかし、この組み合わせの軒瓦が、東面回廊にも葺かれていたことが事実となった。SB530と朝堂院回廊の建設時期は近接していたことを窺わせる。藤原宮中枢部の建設順序とあわせて、今後の調査の進展を待ちたい。

さて今回の調査でも、第107次調査と同様に、藤原宮造営期の溝が検出された。そのうち、東面回廊の溝SD9040

・9080と東第二堂東側の溝SD9690から、軒瓦を含む多くの藤原宮所用瓦が出土している。造営溝から出土する瓦について、第107次調査では、道具瓦や焼成時に焼け歪んでしまったものが含まれていたが、今回の調査区では、こうした特徴はほとんどみられない。今回SD9040・9080・9690の堆積土から出土した軒瓦は、これらの溝を埋め立てた土や雨落溝などに含まれていたものと同じ型式である。こうした出土状況からみて、東第二堂や東面回廊がほぼ完成するまで、造営溝は埋め立てられなかったと理解できる。

なお造営期の溝のうち、東第二堂の西にあるSD9685からは唯一瓦が出土していない。この溝が東第二堂の建設が本格化される前に埋め立てられたためであろう。

このほか注目すべきものとして、6275Nの完形品と6275Cが出土した(図91)。6275Nは、今まで文様の全体像を知ることができなかった。6275Cは藤原宮からの出土を初めて確認した。

(小谷徳彦)

金属器ほか 金属製品では金銅製鈴が出土している。茄子形をし、真上からみると胴回りは楕円形で鈕の方向は長軸に揃う。下面には一文字の切口が長軸方向にあき、内部には鉄製の丸を入れる。下から1/3の位置に水平に一条の沈線がある。鈕や胴部には接合の痕跡が認められず、一体鑄造の可能性がある。全面を鍍金する。時期は不詳。高さ3.2cm、径2.4×2.1cm。

石製品にはサヌカイト製の石鏃があり、動植物遺存体には牛馬の歯牙、桃やウリの種子がある。

(富永里菜)

4 成果と今後の課題

1) 第二堂は梁行5間の建物である

今回の調査の最大の成果である。梁行5間に及ぶ朝堂の事例は、これまで知られていなかった。この問題を考えるうえで鍵になるのが、西側柱筋の礎石据付掘形である。これは前述のように、南北溝SD9685を埋めた後のものである。この溝はSD9680・SD9690と一連のもので、東第二堂造営のための溝と考えられるため、当初の計画では、梁行4間の建物を予定していた可能性がでてくる。もし当初の計画から5間の建物であったとすれば、もう少し西に溝を設定したと考えるのが自然なためである。

そこで次に問題になるのは、いつ計画変更がなされたかである。藤原宮の東方官衙・西方官衙地区などでは、

大宝元年(701)頃を境に建物の改造がなされたことが知られているため、東第二堂についても、梁行4間から5間に改造された可能性を考える必要がある。ちなみに、平城宮の東区朝堂院下層の朝堂については、梁行2間の身舎だけの建物(第一堂は除く)に、後に庇が付加されたことが知られている。

しかし、東第二堂が梁行4間から5間に改造された可能性は低いであろう。SD9685は東第二堂の造営が本格化する前に埋められており、少なくとも礎石を据えるための穴を掘る時点には、5間に計画変更されていたとみるのが自然なためである。また、礎石据付掘形の状況をみても、西側柱筋のみ他と異なるわけではない。東第二堂は、当初から梁行5間の建物として築造されたのであり、計画変更は早い段階にあったと考える。

2) 東第二堂と東第一堂は側柱筋をそろえる

図92に示したように、東第二堂と東第一堂は、側柱筋をそろえていた可能性が高い。古文化研や第107次の調査では、東第一堂の梁行を48尺としていたが、東第二堂との関係を踏まえるならば、50尺とするのが妥当ではなかろうか。東第一堂の西側柱筋は、すぐ間近かに用水路が存在することあっても、十分な検出ができないという限界があった点を考慮に入れるべきである。東第一堂の身舎の柱間は15尺、庇の柱間は10尺とみるのがよからう。東第三堂・東第四堂についても、実際には梁行5間で、東第一堂・東第二堂と東西の側柱筋をそろえる配置であった可能性が高いが、今後の調査を待ちたい。

3) 東第二堂の棟通りにも柱がたつ

この棟通りの柱について、3つの可能性が指摘できる。

- (a) 総柱建物としての柱、(b) 部屋を仕切るための柱、(c) 床を支えるための柱(床束)。

まず(a)案の場合、楼閣や倉庫といった建物を想定するのが普通であろうが、朝堂がそのような建物であったとは考えがたい。前述のような礎石据付掘形の所見や、総柱建物でないことを明らかにした東第一堂の発掘成果からみても、想定しにくい説である。(b)案は部屋が多すぎることになるのが難点である。朝堂がそのような多数の部屋から構成されるものなのか、疑問が残る。(c)案の場合、基壇をもつ礎石建ちの建物には床を張らない、という通念に抵触する(ただし、平城宮の式部省のように、まったく事例がないわけではない)。

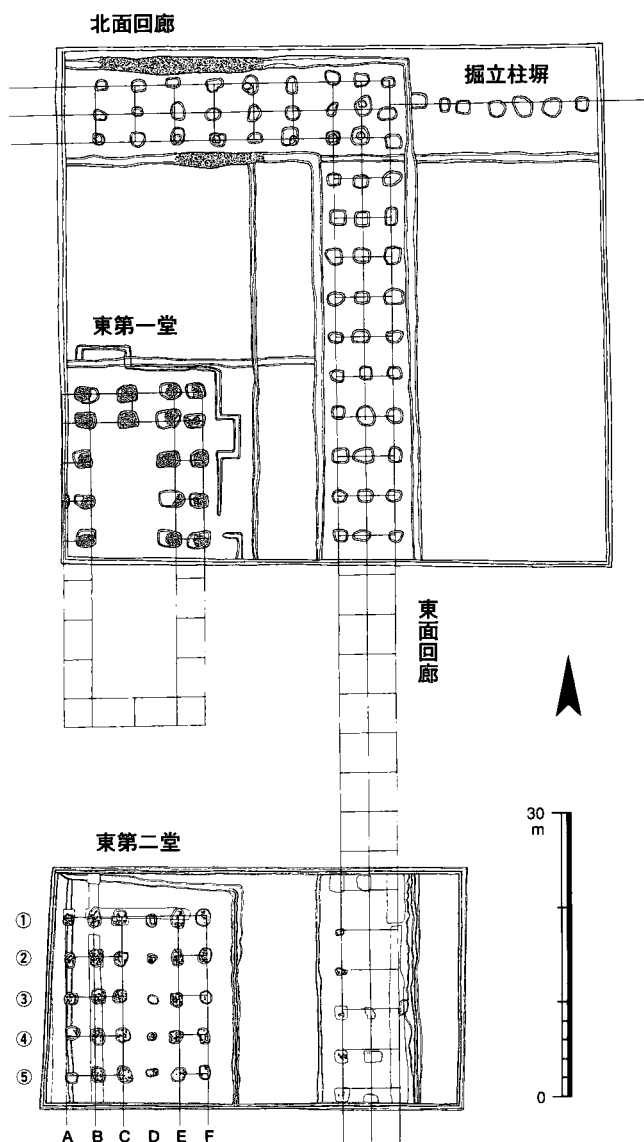


図92 東第一・二堂遺構配置図 1:800

このように、それぞれ難点はあるが、いまのところ、(c)案が最も蓋然性が高いと考えている。

その理由は、藤原宮前後の宮との関連からである。藤原宮に先立つ前期難波宮では、西第二堂で床東と考えられる遺構が検出されている。また平城宮においても、日常政務をおこなう東区朝堂院下層の建物は掘立柱建物であっただけに、床が張られていた可能性が高い。藤原宮は、前期難波宮と平城宮の過渡期に位置づけられるため、床が張られていたとしても何ら不思議ではなからう。

平城宮の中央区朝堂院(通称、第一次朝堂院)は瓦葺きの礎石建ち建物であったが、東区とは異なって、こちらは

主に儀式や饗宴の際に利用される。平城宮の中央区と東区の2つの側面をあわせもったのが、藤原宮の朝堂院に他ならない。そのため、儀礼空間としての演出を意識して瓦葺き礎石建ち建築を採用しながら、同時に日常政務を行う空間でもあったため、床張りになるというアンバランスな結果になったのではなからうか。

ここで注目したいのは、『続日本紀』慶雲元年(704)正月辛亥条の「天皇大極殿に御しまして朝を受けたまう。五位已上の坐に始めて^{しち}榻を設く」という記事である。「榻」は「牀」ともいい、あぐらをかいて座る台状の腰掛けのことである。大隅清陽「座具から見た朝礼の変遷」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、2002年)によれば、この慶雲元年条は、雑令14庁上及曹司座者条「凡そ庁上及び曹司の座は、五位以上、並びに牀席を給え。その制は別式に従え」を施行したものである。この時点までは、親王・大臣のみが「椅子」に着座することができ、それ以外の官人たちは「席」に座ることになっていた。慶雲元年以後、5位の官人は牀に着座することが許されるが、6位以下の官人に牀が与えられたのは、実に弘仁9年(818)のことである。

このように、藤原宮の大半の時代は、官人は「席」に座るのが一般的だったのである。こうした座具の状況と、藤原宮の朝堂の構造(床張りかどうか)とは密接に関係するのではなからうか。ちなみに、藤原宮の西方官衙(推定馬寮)などでも床東が検出されている。前掲の雑令14条にもあるように、「庁上」(朝堂)と「曹司」の座は同じ規定となっただけに注目されよう。

なお第107次調査では、東第一堂の棟通りにおいて、とくに柱が立っていた痕跡をみいだすことはできなかった。東第一堂は大臣の着座する朝堂である。大臣は椅子に腰掛けることになっていたため、床張りにする必要がなかったと考えることもできよう。

以上、憶測にわたる部分も多いが、今後のたたき台として現時点での考えを示した。2003年1月8日からは、東第二堂南半の発掘が始まった(第125次調査)。次年度以降も朝堂院地区の調査は続く予定であり、残した課題を少しでも解決していきたい。

(市 大樹)